

指示事項

【火入れの通知（条例第 7 条）】

- ・ 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を担当者宛、通知しなければならない。

【火入責任者の義務（条例第 8 条）】

- ・ 火入責任者は、火入れの現場において直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならぬ。
- ・ 火入責任者は、防火帯の設置及び火入れに従事する者（以下「火入従事者」という。）の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

【防火帯の設置（条例第 9 条）】

- ・ 火入責任者は、火入地の周囲に規則で定める防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。防火帯の幅は 7 メートル以上（乾燥注意報発令時は 10 メートル以上）設けること。
- ・ 防火帯は、河川、湖沼、溝、せき等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

【火入従事者（条例第 10 条、規則第 6 条）】

- ・ 火入者は、火入れに当たっては、延焼等を防止するため火入従事者を配置しなければならない。
- ・ 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消化したことを確認した後でなければ、火入従事者を現場から退去させてはならない。
- ・ 火入従事者の配置は、1 回の火入れの面積に応じ、次の基準による。
① 1 ha までは 15 人以上
② 1ha を越える場合にあっては、その越える面積 0.5ha につき 5 人を前記の人数に加えた人数以上
- ・ 火入責任者は、消化に必要な器具等を火入従事者に携行させなければならない。

【火入れの方法（条例第 11 条、規則第 7 条）】

- ・ 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。
- ・ 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。
- ・ 火入れ責任者は、対象面積が 2ha をこえる場合の火入れの実施に当たっては、火入地を 1 区画の面積が 1ha 以下となるように区分し、順次 1 区画ごとに火入れを行うように努めなければならない。この場合において、火入責任者は、火入れを行った区画が完全に消化したことを確認してからでなければ次の区画の火入れを行ってはならない。
- ・ 火入責任者は、火入地の 2 m 以上の高さの立木竹を伐採して飛火の危険を防止しなければならない。
- ・ 火入者は、火入地の周囲 1 km 以内の立木竹の所有者又は管理者にその旨を事前に通知しなければならない。

【火入れの中止（条例第 12 条）】

- ・ 火入者及び火入責任者は、火入れの許可期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、直ちに消化しなければならない。

【緊急連絡体制の整備（条例第 13 条）】

- ・ 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、担当者及び所管消防署に直ちに連絡できる体制を確保しておかなければならない。